

税務キャッチ・アップ

消費税関係

新型コロナ税特法による消費税の特例

1はじめに

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により一定期間の事業としての収入に著しい減少があった事業者のために、所轄税務署長の承認を前提に、課税事業者選択の変更等に関する特例が設けられた。

ただし、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高が1000万円以下である事業者である。合併等に係る納税義務の免税の特例の適用がない場合は適用できない。

2新型コロナ税特法による特例の適用

(1) 特例対象事業者と特定課税期間

この特例の対象となる事業者は、一定期間（令和2年2月1日から令和3年1月31日まで）のうち任意の連続した1か月以上の期間に、事業としての収入金額が、前年同時期と比べおむね50%以上減少している事業者（以下「特例対象事業者」という）である（新型コロナ税特法10①、新型コロナ消費税通達2）。

対象となる課税期間は、事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間（以下「特定課税期間」という）

以後の課税期間である（新型コロナ税特法10①③）。

(2) 課税事業者を選択する場合

① 届出期限

特定課税期間がある特定対象事業者が課税事業者を選択する場合は特定課税期間の末日の翌日から2月を経過する日までが、課税事業者選択に係る承認申請書の提出期限である。また、国税通則法第11条の摘要により提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となる（以下③も同様）。

② 翌課税期間の選択不適用

特例により上記①の課税事業者を選択した場合は、継続摘要の取扱いは解除され、課税事業者の選択を1年でやめができる。

この場合翌課税期間に課税事業者の選択をやめるには、特定課税期間の期末までに課税事業者選択不適用届を提出しなければならない。この期間に提出できなかった場合には、特例により承認申請の提出期限は、2年経過日の属する課税期間の末日及び課税事業者の選択を止めようとする課税期間の末日のいずれか早い日となる。

(3) 課税事業者を変更する場合

① 届出期限

課税事業者選択届出書を提出している課税事業者が、課税事業者の選択を止めるには、課税

事業者を選択した時期及び調整対象固定資産の仕入等の有無にかかわらず、特定課税期間の確定申告書の提出期限までに、確定申告書を提出せずに、課税事業者選択不適用届出書の承認申請書を提出する。

② 翌課税事業者の選択

特例により上記①の課税事業者選択不適用となった場合に、翌課税期間に課税事業者を選択するためには、前課税事業年度末日までに課税事業者選択届出書を提出する。また、この期間に提出できなかった場合には特例による承認申請の提出期限は、特定課税期間の末日の翌日から2月を経過する日となる。

3おわりに

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入が著しく減少した場合に、特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において、高額特定資産の仕入等を行った場合には、特定課税期間以後の課税期間について、高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を解除する申請を行うことができる等、状況に応じての選択をすることとなるので、十分に検討し準備する必要がある。

（右山研究グループ
税理士 守屋みゆき）